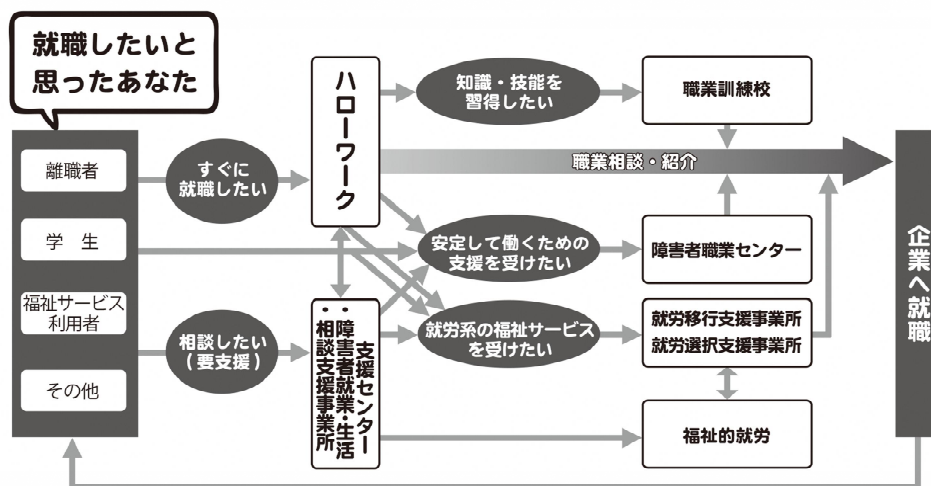


10 仕 事

就職を促進するため、障害者の方や雇用者の方に次のような制度支援があります。

障害者のための就職支援

- ・富山公共職業安定所（ハローワーク） 富山市奥田新町 45 ☎431-8609
障害者の障害状況、適性、希望等にもとづき職業相談・就職のあっせん等を行っています。
- ・富山障害者職業センター 富山市桜橋通り 1-18 北日本桜橋ビル（旧住友生命富山ビル）7階 ☎413-5515
公共職業安定所等の関係機関と連携し、就職、職場定着に向けての相談、職場適応を図るためのジョブコーチ支援、就職に向けての職業準備支援、メンタル不調で休職中の方へのリワーク支援を行います。
- ・富山障害者就業・生活支援センター 富山市坂本 3110（セーナー苑内） ☎467-5093
職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障害者に対し、身近な地域で他の関係機関と連携を図りながら、総合的に支援を行います。
- ・相談支援事業所（9 ページ参照）
在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図るため、様々な相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うなど、障害者やその家族の方々の地域における生活を支援します。
- ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（72～74 ページ参照）
就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・就労選択支援事業所（74 ページ参照）
就労先や働き方について、就労能力や適性等に合ったより良い選択ができるよう支援します。



○障害者の雇用率制度

国や地方公共団体、民間の事業主に対して、障害者の雇用率を定めています。（令和6年4月1日以降）

民 間 企 業	2.5%以上
国・地方公共団体等	2.8%以上
都道府県等の教育委員会	2.7%以上